

くま川鉄道株式会社
新型インフルエンザ等対策業務計画

令和8年7月
くま川鉄道株式会社

目次

第1章 総則

第1節 業務計画の目的・基本方針・・・・・・・・・・ 2

第2節 業務計画の運用・・・・・・・・・・ 2

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 実施体制・・・・・・・・・・ 3

第2節 関係機関との連携・・・・・・・・・・ 3

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法・・・・ 4

第2節 感染対策の検討・実施・・・・・・・・・・ 4

第4章 教育・訓練、計画の見直し

第1節 教育・訓練・・・・・・・・・・ 4

第2節 計画の見直し・・・・・・・・・・ 4

第1章 総則

第1節 業務計画の目的・基本方針

(目的)

くま川鉄道株式会社新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「本計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第9条の規定に基づき、くま川鉄道株式会社（以下、「当社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

平時から新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への備えを着実に進め、発生時には、特措法その他の関係法令のほか、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「熊本県行動計画」という。）等を踏まえ、地方公共団体及び関係機関と相互に連携し、当社の業務に関する新型インフルエンザ等対策（以下、「対策業務」という。）の迅速かつ的確な実施に万全を期すものとする。

第2節 業務計画の運用

(対象とする感染症)

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要がある。このため、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性も想定する。

その上で、本計画の対象となる新型インフルエンザ等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第6条第7項、同条第8項及び同条第9項の各感染症のうち、特措法第2条第1号に規定される「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」、「新感染症」とする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 実施体制

(準備期)

当社は、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策本部に係る構成員、業務・役割、指揮命令系統の体制を平時から明確化し、関係者間で当該体制を確認・共有する。

(初動期)

政府対策本部及び熊本県対策本部が設置された場合は、当社において実施すべき対策業務及び感染対策等を協議・指示するため、速やかに対策本部を設置するとともに、必要に応じて対策本部会議を開催する。

対策本部の本部長は社長とし、対策本部を総括する。また、対策本部の構成員は別表のとおりとする。

(対応期)

本部長は、新型インフルエンザ等の発生に伴い業務に生じている影響等を踏まえ、必要に応じて対策本部会議を開催し、実施すべき対策業務及び感染対策等を協議・指示するとともに、適宜、対策本部の体制を見直すものとする。

本部長は、政府対策本部及び熊本県対策本部が廃止された場合であって、対策等に関する協議・指示を行う必要がなくなったときは、対策本部を廃止する。

〈別表〉対策本部の体制

	構成員	主な業務・役割等
本部長	社長	対策本部の総括
副本部長	鉄道部長	本部長の補佐、代理
本部員	各課担当者	副本部長の指示に従い運行の確保に努める
事務局	総務課	対策本部の運営に係る事務の処理

第2節 関係機関との連携

当社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施する上で不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

1 対策業務の内容及び実施方法

当社は、安全輸送の確保を最優先として、社員等の欠勤率に応じた運行体制の実施に努めるものとする。なお、社員等が最大40%欠勤した場合においても、5割程度の運行率を維持するよう努めるものとする。

2 人員計画

当社は、社員等の感染状況の把握に努めるとともに、前節の内容に関する業務等を実施するために必要な人員の確保に努めるものとする。

3 施設及び設備の整備・点検等

当社は、対策業務を迅速かつ的確に実施するため、平時から当該業務に係る施設及び設備を整備するとともに、定期的に点検を行うよう努める。

第2節 感染対策の検討・実施

1 当社は、関係行政機関や他鉄道事業者と連携して、お客様に対してマスク着用による咳エチケットの徹底等、感染拡大防止の呼びかけに努めるものとする。

2 当社は、社員等に対し、不要不急の外出の抑制及びマスク着用の指示を行い、社内での感染拡大防止への対策を講じる。

第4章 教育・訓練、計画の見直し

第1節 教育・訓練

1 教育

当社は、社員等に対し、平時から感染症に関する正しい知識や基本的な感染対策を周知・教育するほか、本計画に定める事項の理解促進を図る。

2 訓練

当社は、地方公共団体及び関係機関と連携しながら、新型インフルエンザ等対策に関する訓練等を実施し、またはこれらの機関が実施する訓練等に参加するよう努める。

第2節 計画の見直し

当社は、特措法その他の関係法令の改正、政府行動計画及び熊本県行動計画の変更、上記第1節の教育・訓練の状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すものとする。